

【筆記試験に関する不正行為について】

- ① 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した試験の全ての科目の成績を無効とします。

ア 入学願書、受験票、解答用紙へ故意に虚偽の登録や記入（出願時に本人以外の写真を貼ることや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。）をすること。

イ カンニング（試験の科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。

ウ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。

エ 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。

オ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。

カ 解答開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。

キ 試験時間中に、直線定規以外の定規、コンパス、電卓（持ち込みが許可されている場合を除く。）、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。

ク 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、

IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。

※ イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとみなす。（試験時間中、病気・負傷や障害等によ

り補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮申請が必要である。）

ケ 試験終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

- ② 上記①以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、①と同様です。

ア 試験時間中に、直線定規以外の定規、コンパス、電卓（持ち込みが許可されている場合を除く。）、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。

イ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。

ウ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。

エ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

オ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。

カ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。